

お申込は以降の参加条件によりお受けいたします。

以下の本文中、株式会社エーイーシーを当社または EAS、その指定代理店を代理店、お申込いただいたご本人を申込者または参加者、現地の学校・宿泊先・宿泊手配者・その他のさまざまな企画に関するサービス提供者を受入先と記します。

【1条】プログラムの範囲

- EAS 海外研修プログラムはお申し込みのプログラムに参加するための手続きを代行するものです。企画旅行などの旅行商品ではありません。従って旅程管理責任、旅程保証責任、特別保証責任を負いません。また課程修了や資格取得などを保証するものではありません。
- このプログラムで当社が提供するサービスは次のとおりです。
 - 入学手続き代行（受入先への予約、関連書類の送付や取り寄せ、費用の送金）
 - 宿泊予約の代行
 - 上記に関連した送迎サービス予約の代行
 - 上記に関連した情報の提供
- 紹介するプログラムは特に明示がない限り、各受入先により提供されるものであり、当社が提供するものではありません。EAS からの案内（パンフレット・料金表・パスポート/ビザ関連情報・その他の案内を含む）はすべて各受入先の都合により予告なく変更されることがあります。

【2条】お申込の条件

- お申込の条件
 - 紹介する各プログラムに参加が目的で、当プログラムの参加条件をよく理解し、受入国の法令および規則を遵守できる心身ともに健全な方。
 - 20 歳未満の方のお申し込みには、保護者の同意とその署名・捺印が必要です。
 - 過去の既往症を患っている方、慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、現在健康を損なうか身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方は申込時に申告下さい。可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。尚、状況に応じて医師の診断書をご提出いただくたり、介護者や同伴者の同行を条件とさせていただきます。場合によってはお断りさせていただきますことがあります。
 - 各コースに設定された条件がある場合は、それを満たしていること。例：受入年齢、英語レベルなど。
- 当社は下記事由により、お申し込みをお断りする場合があります。
 - 申込内容が申込期限または受入の期限までに手続き完了できない見通しが無いとき。
 - 法令、もしくは公序良俗に反する行為の恐れのある、または研修の円滑な実施に支障をきたす恐れのある当社が判断したとき。
 - その他、当社が参加者が海外研修に不適当と判断した場合。

【3条】お申込と予約の成立について

- (申込契約の成立) 当社または代理店が次のものを受領した時点で申込契約の成立とし、この参加条件が適用されます。
 - 当社指定の申込書（アプリケーションフォーム）
必要事項が漏れなく記入されたものに限り。本人・保護者（必要な場合）の署名・捺印がないものも受理されませんのでご注意ください。
 - 入学手続き料
申込時に必要ですが、当社が認めた場合に限り、後日、当社の指定した期日までにお支払いいただくことができます。
 - コースデポジット（対象コースのみ）
返金不可の手付金・前払い金のこと。授業料の一部または入学金（登録料）で、別途追加される費用ではありません。
- (受付場所) 当社または代理店にて受付いたします。
- (予約の成立) 受入先から受入許可がおりた時点で予約の成立となります。
- (現地通貨建て費用の円換算) 当社指定の EAS お申込レートにて日本円に換算します。
- (申込前の費用の変更) 以下のケースでは費用の変更が判明しましたら、該当の方へは問い合わせ時または申込時に EAS よりご案内をさせていただきますのでご了承ください。
 - コースの費用は毎年 10 月以降、翌年度用の新料金に切り替わりますが、その期間に該当する場合。
 - 物価の高騰、提携先の変更などの理由で受入先は適用期間中であっても費用を予告なしに変更する場合があります。
 - コースの受け入れ年齢に達していても、研修先で未成年と判断される場合、未成年用の費用が別途必要となるコース。
 - OSHC（留学生用健康保険）など特定の条件で追加が必要となる費用が発生する場合。
- (申込後の費用の変更) 前項 6 などの理由で予約成立時に受入先での費用の変更が判明した場合、EAS から申込者に差額をご連絡します。その時点でそのまま予約を維持するか、取りやめるかをご指定ください。取りやめの場合、入学手数料はいただきません。
 - (受入が不可能な場合) 予約時に受入先が満席の場合、コースの中止が判明した場合、またはその他の理由で受け入れが不可能となった場合、入学手数料はいただきません。ただし、緊急手配料・その他のかかった実費は予約成立の如くに問わず、申し受けます。受入先から返答が届く前に取消される場合は規定の取消料を申し受けます。
 - (追加書類の用意・提出) 予約の成立後、プログラムの参加に必要な情報・書類・証明書等を追加して提出していただく場合があります（ご自身で現地にご持参いただく場合もあります）。これらは申込者の負担にて用意いただきます。提出が必要な場合は当社指定の提出期限を厳守していただきます。
例：追加のアプリケーションフォーム、事故等の免責書類や親権同意書等の署名・提出、学校・宿泊施設の誓約書等への署名・提出、健康診断・免疫検査・予防接種の受診・証明書提出、クレジットカード情報の提出、無犯罪証明の取得など。
- (渡航書類等の用意) パスポート、ビザ、アメリカの渡航認証 (ESTA)、オーストラリアの入国許可 (ETAS)、再入国許可証、航空券等の渡航に必要な書類等の用意・取得は申込者の責任となります。既にパスポートやビザをお持ちの方も有効期限の確認・必要更新は申込者のお任においてください。
- (研修費用に含まれるもの) 授業の申込には授業料と入学金（登録料）、修了証（コースによる）、が含まれています。宿泊の申込には宿泊費用、宿泊手配料（必要な場合のみ）が含まれます。
 - (研修費用に含まれないもの) 上記以外のもの。例えば、研修地までの運賃およびそれにかかる一切の費用、パスポート・ビザなど渡航手続き関連の諸費用、明示のない食費代、海外旅行保険、デポジット（保証金）・リネン類・クリーニング代などのレジデンス・寮などにかかる費用、現地での移動費（通学費）、アクティビティ・小旅行費用、電話代・洗濯代などの個人的なもの。教材費については含まれる場合とそうでない場合があります。
- 申込者が次の事例に該当する場合、お申し込み後であっても、当社または代理店・受入先は催告の上、申込・予約の契約を解約することができるものとします。なお、この条件に基づき契約が解除された場合、規定の取消料を申し受けます。
 - 必要書類が当社の指定した期日までに提出されなかった場合。
 - 研修費用等の請求金額が当社の指定した期日までに支払われなかった場合。
 - 申込者が長期にわたり連絡がつかなくなった場合。
 - 申込者が当社に届け出た情報に、虚偽あるいは重大な漏洩があった場合。
 - 法令、もしくは公序良俗に反する行為の恐れのある方、及び研修の円滑な実施に支障をきたす恐れのある方。
 - 研修料などの受入先の規則に違反した場合。
 - 不正行為があった場合。
 - その他、当社が申込者が海外研修の参加に不適当と判断した場合。

【4条】免責事項

- 当社または代理店・受入先は次に明示するような事由により申込者に生じた損害等に対し一切の責任を負いません。
- 当社は受入先からの情報に基づき、プログラムを紹介し、手続きを行います。各受入先の事情により、受入条件・プログラム内容、滞在先、費用、その他について予告無しに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社はそれらの情報を速やかに参加者に連絡いたしますが、プログラムに関する変更や中止については責任を負いません。
 - 受入先が定員に達するか、催行中止のため、受入を拒否された場合。
 - 滞在先の手配が不可能で、受入を拒否された場合。
 - 特定の受入日が指定されており、それ以外の受入の希望が拒否された場合。
 - 延泊や出迎えなど不可能と判断された部分的に拒否された場合。
 - コースに必要な語学力または年齢に参加者が達しておらず、受入を拒否された場合。
 - 必要書類を期日までに提出しただけず、研修・滞在先・出迎えの手配が滞在先に合わなかった場合。
 - 出入国できなかった場合。入国審査で拒否された場合を含む。

9. 海外渡航に必要な書類等（パスポート、ビザ、アメリカの渡航認証 (ESTA)、オーストラリアの入国許可 (ETAS)、再入国許可証等）の申請が拒否された場合。通信事情による手続き上の障害が発生した場合。またこれらの手続きや取得が間に合わず、プログラムの日程変更や取消をする場合。
- 郵便事情および受入先の事情等、当社が管理しえない事由により入国許可やその他の書類が届かず、ビザ申請手続きが遅れた場合。入国許可証等の取り寄せは参加者より指定がない限り、通常郵便での取り寄せとなります。速達便をご指定いただいた場合でも、取り寄せにかかる日数を保証することはできません。
11. 案内されたコース参加に必要な書類を持参しなかったために発生した参加者への不利益。
12. 申込者の都合により、プログラムに参加できなかった場合。
13. 受入先が何らかの事情により止むを得ずサービスの提供ができなくなった場合。
14. 天災、地震、暴動、ストライキ、戦争、テロ行為、国や官公署の命令、出入国規制、食中毒、運送機関の遅延・不通などや、その他不可抗力の事由により、参加者が損失を受けた場合。
15. 現地での行動は全て参加者本人の責任に帰属します。当社ならびに代理店・受入先は故意・過失を問わず、いかなる事故や盗難、疾病、物品・建物の破損などにより発生した参加者の責任・損害に対して一切の責任を負いません。また訪問国の法令、公序良俗に反する行為や受入先の規則に違反し申込者に生じた責任や損害（退学などの罰則、強制退去、強制帰国など含む）は参加者本人に帰属します。それらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害賠償を申し受けます。
16. 自動車・自動二輪車の運転は当社では認めておりません。トラブルは申込者ご本人の責任となり、当社は一切関知しません。
17. 貴重品の管理は研修先・滞在先を問わず、いかなる場所でもご本人の責任です。
18. 保健に加入していない、または保険の加入の証明ができないために発生した損害。
19. 現地到着後、コースの変更をした後に参加者に不都合や不利益が発生した場合。
20. 日本から受入先への個人的な送付物の紛失。
21. 当社からの電話、メール、ファックス等による連絡に、参加者が応答せず発生した参加者への損害。
22. 当社からお渡しする案内には必ず目を通してください。読んでいないという理由は認められません。

【5条】空港出迎えサービス

- 空港出迎えサービスとは受入先またはその提携先により、指定の空港から滞在先までの移動を提供する場合と、目的の都市までの一般的な交通手段（バス・列車等）の予約サービスのみを提供する場合があります。
 2. 以下の場合、出迎えサービスを受付できません。
 - 空港出迎えサービスを提供していない受入先。
 - 出迎え予定日の 10 日前を過ぎた場合、受付できない場合があります。
 - 土・日曜日以外や指定空港以外の希望の場合、受入先の承がいない限り、受付できません。
 - オーストラリア・ニュージーランドのホームステイ以外で、現地到着が午後 21 時以降または午前 9 時以前の場合、出迎えまたは滞在先の受入ができいない場合があります。その場合、ご自身でホテル等を手配いただき、翌日に滞在先へ行っていただきます。お申し出いただきましたら、その都度、可能かどうかを現地を確認いたします。
 - その他、受入先の都合で受付できない場合
 3. 以下の場合、出迎えサービスができない場合があります。また、費用の返金はできません。
 - 書面で空港出迎えサービスを依頼していない場合。
 - 連絡いただいたフライト情報に誤りがあった場合。
 - フライト情報の連絡がいただけなかった場合、またはその連絡を出迎え日の 10 日前を過ぎてもいただけない場合。
 - フライト情報に変更があり、その連絡が参加者よりなされなかった場合、または間に合わなかった場合。
 - 時間制限のある出迎えサービスにお申し込みで、制限時間内に指定場所に集まらなかった場合。
 - フライト情報の変更をお知らせいただいても、代替の手配が間に合わない場合や不可能な場合があります。そのような場合はタクシーやその他の交通機関をご利用いただき、ご自身で滞在先に行ってください。また、以下のようなケースでは、近くのホテル等で滞在先に翌日以降に滞在先に行っていたこととなります。これらは代行業務外ですのでご了承ください。
 - 空港から目的地までバス・電車等の交通手段の予約を出迎えサービスとして依頼したが、到着便が遅れ、当日中の代替便がない、または残席がないといった場合。
 - 出迎えサービスまたは滞在先の受入時間に時間制限があり、それを過ぎた場合。
 - 乗り継ぎ予定便に乗り、当日中の代替便の確保ができない場合。
 4. 如何なる場合でも出迎えサービスが行われた後はその成否に関わらず、ご返金ができませんので、ご了承ください。
 6. 制限時間外になると追加費用がかかる出迎えサービスにお申し込みで、フライトの変更が遅れて指定場所への集合が制限時間を過ぎた場合、その追加費用は現地にてお支払いいただきます。

【6条】宿泊について（全般）

1. 受入先が宿泊手配をしていない場合は、原則として宿泊を受け付けられません。
2. お一人で相部屋のお申込が可能な場合、同室になる相手は、学校またはその宿泊施設により決められます。宿泊施設ではチェックインの際に決められます。希望をだすことが可能であっても保証することはできません。同一国籍をさけるの案内があったとしても、それは保証するということではありません。これらは複数の個室をもつアパートタイプの宿発施設の場合でも同様です。
3. 受入先の都合により、滞在中で部屋・施設が変更になることがあります。
4. 退出は午前中です。受入先・宿泊施設により時間が指定されている場合はその時間までです。
5. 訪問国の法令、公序良俗に反する行為、宿泊の受入先などの規則に反する行為をしたために滞在先に滞留拒否された場合、その後の宿泊は参加者自身の負担で行っていただきます。また残り期間分の集金はありません。

【7条】宿泊について（ホームステイ）

1. (ご希望について) ホームステイ先に関するご希望は指定の申込書にご記入ください。但し、これらはご希望内容を保証するものではありません。必ずしも希望通りになることはありませんので、ご承知おきください。ホームステイ先にはあらゆる家族構成、人種、宗教、職業があります。人種、宗教、経済的な基準などに関しては希望をお受けすることはできません。また決まったホームステイ先がご希望と違うという理由でホームステイの変更は認められません。
2. (お知らせ事項) 滞在先は通常コース開始日の 1～4 週間前にお知らせするようになっていますが、申込時期、手配内容、現地の都合、提出書類の遅れなどにより、滞在先の案内が出発の直前になる場合があります。また現地までの移動中または到着後に滞在先が変更になった場合など、新しい滞在先案内が事後連絡になることをご了承ください。
3. (滞在先の情報) ホームステイの情報は受入先より取寄せでお渡します。記載される情報は受入先により決まっています。通常、登録されたホストの名前、住所、電話番号などが含まれます。記載されていない情報は原則としてお伝えできませんので、ご了承ください。またお伝えできないことを理由にホームステイを変更することはできません。ただし、電子メールや手紙、電話等で参加者とホームステイ先が直接コミュニケーションをとることは自由です。その際はくれぐれも相手のプライバシーを尊重して行ってください。
4. (ホームステイ先の事情によるホームステイの変更) 滞在先は一旦決まった後、日本出国前または現地到着後であっても、急な事情（家族の病気や急な出張・旅行、その受け入れ側の都合）により変更になる場合があります。ホームステイ先が受入できなくなった場合、受入先が急ぎ別のホームステイ先を探しますが、止むを得ずホテルやレジデンスに滞在いただく場合もあります。
5. (滞在先の変更) 滞在先は現地の都合により、予告なく変更になる場合があります。例：出発直前に滞在先の変更があった場合など、宿泊の確保を優先いたしますので、食事や部屋条件が当初の予定と異なる場合があります。条件変更による減額分がある場合は、その差額をご返金いたします。
6. (途中退出) 現地にて参加者ご自身の都合により、滞在先を自ら早く退く場合は受入先の定めた猶予期間（通常 1～4 週間）が必要で、猶予期間中に退出する場合は、猶予期間分の費用は返金されません。（出発後のホームステイの再手配依頼）受入先の担当者ご相談し可能であれば次の条件の下で再手配できます。
 1. 次のホームステイ先を探するための時間が必要で、混雑している時期は 1 週間以上かかる場合があります。
 2. 前項 6（途中退出）の猶予期間が必要で、
 3. 新たなホームステイ先に支払う費用が足りない場合は、その差額はご本人の負担となります。
7. (宿泊手配費が再度必要になります。ご本人の負担となります。
8. (食事について) 食事条件が 1 日 3 食との表記でも、朝食・昼食がランチになり 1 日 2 食となる場合があります。また食事は受入先の慣習や都合により自分で作る場合やファミリーの都合により作りおきとなる場合もあります。
9. 滞在先では複数の同一国籍者が同時期に滞在することもあります。
10. 滞在期間を全て受け入れられる滞在先が見つからない場合などでは、複数の滞在先に滞在することになります。

- ホームステイ先では必ず固定電話があるとは限りません。
- 禁煙など、各滞在先の規則に従わなければならない場合、強制退去もありえます。その場合の代替宿泊は参加者個人の責任・負担でご用意いただけます。返金については6（途中退去）を参照ください。
- 午後21時以降または午前9時以前は、滞在先の受入ができません場合があります。その場合、ご自分でホテル等を手配いただき、翌日に滞在先へ行っていただきます。お申し出いただきましたら、その都度、可能かどうかを現地に確認いたします。

【8条】宿泊について（ホームステイ以外の宿泊）

- (寮、レジデンス、ホテル、ホスル、学生ハウス、ロッジ、ゲストハウス等の呼称で案内されているホームステイ以外の宿泊について)
- 宿泊施設の規則を厳守しなければなりません。規則を破った場合、強制退去となることもあります。その場合の代替宿泊は参加者個人の負担でご用意いただけます。多くの施設で門限、禁煙、禁酒などの規則があります。
 - 滞在先の設備についてはお部屋により内容が異なる場合があります。それを理由にした変更や返金はできません。
 - 部屋の割り当ては学校などの受入先か、またはチェックインの際に施設の側で決められます。
 - 食事が含まれる場合、提供方法はさまざまです。ミールクーポンを利用する場合があります。受入先からの案内に従って下さい。わからない場合は、必ず受入先の責任者・担当者に確認してください。いかなる理由であっても、とらなかつた食事の分の返金は一切ありません。
 - 食事場所は滞在先に変更になる場合があります。この場合も前項と同様に、わからなければ、学校の責任者・担当者に尋ねてください。食事をとらなかつたとしても、返金はありません。
 - 施設に電話がない場合もあります（特に大学寮など）でご承知おきください。
 - デポジット（保証金）、リネン類の費用、クリーニングなど宿泊費用以外のものがある場合は参加者個人の負担です。必要な場合、直接、滞在先にお支払いいただきます。

【9条】受入先・研修

- 授業は欠席しないで下さい。修了証が発行されなかつたり、停学・退学処分等があります。就学ビザ（学生ビザ）を取得された方は、決められた出席率に達しないと、滞在許可が取消になることがあります。これらの場合、責任は参加者ご本人に帰属し、費用の返金は一切されません。
- 当社はさまざまな情報を紙面、口頭、インターネットなどを通して紹介しております。タイムテーブル（時間割）、授業内容、科目など細かい点も多々あります。これらは常に状況に合わせて、変更になる場合がありますので、その点はどうぞご了承ください。他にも例えばコンピュータが故障していたり、日本語が可能と確認していてもトラブルや設定間違いなどがあります。
- レベル判定・クラス分けは原則として現地で受入先が行います。一部、出発前にレベル判定テストを行う場合がありますが最終判断は現地で行われます。各受入先によって内容や段取りは異なりますが、通常、登校初日にレベル判定を行われ、授業はレベル判定の後、または2日目からとなります。
- 学校は受講者が大幅に増えた場合、クラスのレベルなどにより、午前と午後の部に分けて、授業を行う場合があります。振り分けは原則として学校が行います。
- 受講者が大幅に増えた場合や改築・改装など現地の都合により、学校は別の建物や教室として使用することがあります。
- クラスは特に明示がない限り国際クラスですが、クラス編成は原則としてレベル判定により行われます。また一部コースは希望者を募り、行われます。結果として同一国籍のみのクラスとなる可能性がないわけではありません。
- EAS よりご案内したレベル数を受入先に在籍する参加者の数により変更になる場合があります。
- ニュージーランドでは保険加入が義務付けられていないと授業に参加できないと、必ず海外旅行保険の証明をお持ちください。証明できない場合、授業に参加するには新たに学校の用意した保険に参加者負担で加入していただきます。
- (レッスンの時間数) 案内された時間は、原則として教室移動やトイレ休憩などのための小休憩を含んだ時間数です。
- (教材費について) EAS からお知らせする教材費は特に明示がない限り、すべて一般コースのもので、また案内された教材費はクラスのレベルや教材の変更、値上げなど現地の事情により予告なく変更になることがあります。教材費は現地で別途購入またはリースする場合、見積もりにも含まれる場合、授業料に含まれる場合があります。授業料に含まれる場合を除いて、これらの費用は最初のクラス・セッションのためのもので、現地でクラスのレベルやセッションがかわる際は、新たに教材の購入やリースが必要になる場合があり、それらはご本人の負担となります。
- (休校日) 原則として祝祭日と学校が定めた休校日を含む休日はプログラムは行われません。またその分の授業料の返金は一切ありません。EAS は祝祭日を含む休校日を案内していますが、現地の事情で変更になったり、新たに追加される場合がありますのでご了承ください。料金表で休校日の記載がない受入先は未確認であり、休校日がないということではありません。
- (月曜日から金曜日まで連続した休校日) 休期間と表します。休期間の滞在は特に明示がないかぎり、研修費用には含まれていません。
- 日本語スタッフの在籍状況はお知らせ後も当社が予想しえない事情（復職、出張、休暇、退職など）のため状況が変わっている場合もあります。
- (特別コース・選択科目) 特別コースとは、通年で行われている一般英語コース（レギュラーコース、メインコース）以外のコースをいいます。これらは授業の理由に必要な人数が足りない場合、満席になった場合、受講に必要な語学レベルに達していないと判断された場合などから、その特性上、現地に受講できないことが判明する場合があります。その場合、特別コースでは一般のコースまたは可能な別の特別コースへの振替、選択科目であれば他の受講可能な科目を受けていただくこととなります。振替の際に差額が発生した場合は、参加者ご本人の負担となります。
- (職業体験・インターンシップ)
 - (目的) 原則として語学の勉強の一部としてであり、仕事をすることが目的ではありません。
 - (報酬) 金銭を含む、一切の報酬は得られません。
 - (職種・仕事内容) 職種の希望は出せませんが、保証することはできません。また、仕事内容は専門的なものから補助的なものや簡単なお手伝いまで、状況によりさまざまです。多くの場合、参加者のこれまでの仕事の経験、職種の知識、派遣先の面接官の判断、派遣先の方針、英語のレベルなどによりします。
 - (必要なもの・条件) 派遣先の手配にあたり、(1) ご自身で必要な書類の用意・作成、(2) 各受入先により決められた日までに規定の英語力に到達していること、(3) 予定派遣先の面接の通過、などがあります。これらの条件が満たされない場合、職業体験・インターンシップの手配はできず、その場合、受入先の規定に従ってコースの変更や取消することとなります。

【10条】アクティビティ・エクスカージョン（小旅行）

- 学校などの受入先が企画するものと、受入先の紹介する旅行会社・団体などが提供するものがあります。これらは各受入先が参加者のために自主的に実行しているもので、明示のあるもの以外、コースの一部ではありません。
- EAS より頻度が案内されていることがありますが、参加人数や受入先の都合で頻度が大幅に変わることもありますので、ご了承ください。また例については、これは必ず参加者の研修期間中に行われるという意味ではありません。
- かかる費用は特に明示がない限り研修費用に含まれていません。
- 返金などについては、各受入先の条件に従います。
- 急流川下り、スカイダイビング、スキューバダイビング、バンジージャンプなど、危険を伴うものもあります。参加は全て、ご本人の責任において参加していただきます。EAS ・代理店・受入先は事故の責任は負いません。

【11条】EAS から参加者への案内方法・送り先

当社から参加者へお送りするものは、現住所、帰省先、お申込になった代理店からご指定いただけます。指定がない場合、現住所へ郵便または宅配便、ファックス等でお送りします。また都合により電子メールを利用する場合もあります。

【12条】費用のお支払い

- 確定した費用はすべて当社により指定の方法で指定された期日までにお支払いください。
- 著しい為替変動があった場合、お申込用の円換算レートは予告なしに変更になることがあります。
- 請求の費用を指定された期日までにお支払いいただけない場合、為替変動などにより換算レートを変更して、再計算の上、請求する場合があります。
- 一部の割引やキャンペーン企画では、条件としてお支払いに期限が設けられています。期限までにお支払いいただけない場合は、規定の条件による取消、または通常料金への変更となります。
- 一部のコースでは滞在外費用を現地で直接、滞在先にお支払いいただく場合があります。

【13条】返金手続き

- 受入先からの返金を当社が代行する場合、当社はその代行手数料として返金額の10%を申し受けます。返金は原則として参加者本人の日本国内の銀行口座に当社指定日の東京三菱UFJ銀行 TTB レートにて円換算したものを返金します。為替による差損・すべての銀行の手数料は参加者ご本人の負担となります。当社手数料、その他の手数料は受入先の返金額から差し引いて返金となります。
- 返金を保証するものではありません。しかしながら参加者からの申し出があり、当社がやむを得ない事情と判断した場合に限り、出発後の期間短縮においては残りの滞在期間に対する宿泊費用の返金を受入先と交渉いたします。ただし以下の条件をご了解いただいた場合に限りです。
 - 返金を保証するものではありませんのでご承知おきください。一切の返金ができない場合もあります。
 - 割引が適用されたお申し込み場合、返金額は通常料金までのお申し込み扱いで算出されます。
 - 返金が可能になった場合、前項1の条件に基づいて行います。
- 学生ビザの申請が拒否された場合の特別措置として、受入日までに学校にその旨申告すると、学校により、授業料のみ、または宿泊料のみ、またはその両方のみを返金できる場合があります。ただし以下の条件をご了解いただいた場合に限りです。受入日以降の申し出はこの特別措置の対象とはなりません。お申し出は営業時間内のみ受け付けます。
 - 返金を保証するものではありませんのでご承知おきください。一切の返金ができない場合もあります。
 - 大使館・領事館からの申請拒否を明示した書類の原本提出
 - 入学許可書の返還
 - 当社の代行サービスにかかる費用と実費、返金不可デポジット、コースデポジットは返金の対象にはなりません。

【14条】緊急の手配

- 緊急手配に該当するお申込の場合、規定の緊急手配料を申し受けます（表1—緊急手配料を参照）。
- 緊急手配を行っても申込が受理されない場合があります。その場合でも緊急手配料は返金されません。

【15条】変更・取消

- 申込者は規定の変更料・取消料を支払うことによって、次項からの条件内で、申込内容の変更・一部または全部の取消を申し出ることができます（表2—変更料、表3—取消料を参照）。申込内容を他人に譲渡することはできません。
- 変更・取消依頼は必ず書面にてお申し出下さい。当社営業時間内にお受けします。
- 原則として契約者本人以外からの取消や変更は受付できません。
- 出発直前・現地で急に要する場合や契約者本人のご家族からの依頼など、書面での依頼が難しい場合で当社がやむを得ないと判断した場合は口頭での依頼を受け付けることがあります。そのようなケースでの誤解を防ぐため当社では口頭でのやりとりを特に断りなく電子的または電磁的保存を以て行う場合がありますので、ご承知おきください。これらは誤解を防ぐため、また手配に正確を期するため、参照いたします。
- 変更は受入先の了解が得られた場合のみ可能です。
- 滞在外期間、出迎えサービスなど一部の手配の追加・取消も変更扱いになります。
- 変更料はそれに要する当社手数料であり、現地での実費を含むものではありません。追加の差額が発生した場合、申込者の負担となります。
- 研修日程の変更の際に、変更前と変更後の日程が重ならない場合、原則として取消扱いとなり、再手配となります。
- 受入先の変更は取消扱いとなります。この場合、既にお申し込みの手配を一旦、取り消した後、再手配する事になり入学手続き料が再度必要になります。
- 取消料とは以下の(1)の他、(2)または(3)のいずれか高い方の金額とを合算したものです。
 - 入学手続き料など代行サービスにかかる費用と実費
いかなる理由による取消であっても、入学手続き料、出迎え手配費、変更料、緊急手配料などの代行サービスにかかる費用と速達代などの実費は取消申し出の日時に関わらず、返金できません。
 - 授業・滞在費に対する取消料
受入日の30日前を過ぎてからの期間短縮またはレッスン数を減らす変更については、取消料の料率の対象は変更前の予約内容とします。
 - 返金不可の費用
該当コースでは入学金（登録料）、コースデポジット（授業の手付金・前払い金）、宿泊手配費などに関して予約成立後は如何なる理由の取消であっても取消申し出の日時に関わらず、その額は返金できません。
- 一部のコース（特に長期などの割引適用コース）では、条件が別途追加されることがあります。変更・取消にかかる費用は、別途、案内されるコース毎の規定に従います。

【16条】保険

当社では申込者の海外旅行保険への加入を義務としております。申込者ご自身の責任において必ず加入して下さい。

【17条】個人情報の取扱

- EAS に提供いただいた申込者の情報（申込書の記載内容・電話・ファックス・電子メール等で提供された内容を含む）は手配をする上で受入先・手配代行者に対し必要に応じて情報を提供します。また、次のようなケースでも利用いたします。
- 申込者、申込者の保護者・ご家族との連絡
 - ビザ申請や宿泊手配などの渡航関連手続きのお手伝いの際
 - 保険、クレジットカード、コーリングカード、レンタル携帯電話を含むサービスや商品の案内の際、また、これらを提供する各提携会社との情報交換の際（提携先での取扱については各社の規定によります）
 - 参加者よりいただいた感想、意見、写真、その他の情報など（アンケートなどを通してえられた内容を含む）の EAS 案内物やカウンセリングなどでの利用

【18条】裁判管轄

当参加条件に関する訴訟、一切の法的手続きについては、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

【19条】参加条件の変更

当参加条件は、都合により告知なしに変更されることがあります。

表1 - 緊急手配料

申込日	緊急手配料
受入日の21日前以降15日前まで	5,000円
受入日の14日前以降08日前まで	10,000円

表2 - 変更料

変更依頼日	変更料
お申込後受入日の15日前まで	1回につき 5,000円 フライトが確保できなかった場合のみ、受入日または退日の前後2日間の変更については2,500円、但し、出発の21日前までであれば、変更料はなし。
受入日の14日前以降	原則として取消と同じ扱い

表3 - 取消料

取消日	取消料
受入日の31日前まで	(1) 入学手続き料
受入日の30日前以降15日前まで	(1) 入学手続き料 + (2) 授業 / 滞在費の20%
受入日の14日前以降11日前まで	(1) 入学手続き料 + (2) 授業 / 滞在費の40%
受入日の10日前以降04日前まで	(1) 入学手続き料 + (2) 授業 / 滞在費の60%
受入日の03日前以降01日前まで	(1) 入学手続き料 + (2) 授業 / 滞在費の80%
当日および未連絡不参加	(1) 入学手続き料 + (2) 授業 / 滞在費の100%
※返金不可デポジット、コースデポジットなど返金不可の費用が案内されているコースでは上記(1)に追加して、上記(2)または返金不可の費用のいずれか高い方の金額が取消料となります。（特に専門学校・大学進学準備やビザのコースにて）	
※一部のコース、特に長期割引やキャンペーンのコースでは、別途定められた取消条件が適用となる場合があります。	